

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

総合会計ニュース

第2号 2018年 8月 1日

発行

総合会計事務所

大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階

TEL. 06 (6202) 9251

news@z-osk.or.jp

発行人 竹内克謹



こうらいばし 高麗橋

私たちの事務所は堺筋の西側、高麗橋2丁目ですが、東側の高麗橋1丁目にあるのがこの橋です。豊臣秀吉の大坂城築城のときに、外堀として東横堀川が開削され、そこに架橋されました。名前の由来は諸説あり、古代・朝鮮半島からの使節を迎えた迎賓館が近くに置かれていた説と、豊臣時代、朝鮮国使来朝のために架橋された説があるそうです。明治時代に鉄道が敷設され梅田に駅ができるまでは、この地が大阪の商業の中心地で豪商の店舗が立ち並び、明治以降も銀行、証券会社の町として発展しました。

安倍政権に消費税増税を 強行する資格はない

所長 竹内克よし 謹なり

6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨災害により被害に遭われた方には心より、お見舞い申し上げます。

先月、安倍内閣が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)。その中身を見てみると、来年10月からの消費税率10%への引き上げを明記するとともに、社会保障については「自然増の抑制」と、この6年間で1兆6千億円も削減し続け医療や介護、年金など各分野で国民の負担増と給付減という深刻な被害をもたらした路線をさらに強化する方向を打ち出しています。

さて、その消費税。税率が10%に増税されることに伴い複数税率とインボイス制度が新たに導入される予定です。事務所の関与先でも増税後の試算をしたところ、ある建築関連の会社では、納税額が380万円も増加しました。2%の税率アップ分をはるかに超える負担増です。この原因は、外注先の殆んどが一人親方で免税事業者のためインボイスの発行ができません。このため、これらの業者に支払う外注費については仕入税額控除ができなくなるためです。

この会社の社長は「これまでの長い付き合い、その職人の長年の経験に裏打ちされた確かな技術と、増税による負担額を比べたとき外注先を課税事業者に限るなどという選択肢はうちの会社にはない。」と言います。今回の「改正」でインボイスの発行ができない免税事業者が取引から排除される、若しくは課税事業者を選択させられる、といわれています。しかし、それは取引において力関係の強弱が明らかかな事業者間の取引においてであり、私たちを取り巻く中小企業者間では、この関与先のようにすべて負担を被ることを余儀なくされるのではないのでしょうか。

消費税の導入以来、免税点の引き下げ、限界控除の廃止、簡易課税制度の「見直し」等々、中小企業に負担をかけた続け消費税率の定着と税収確保が図られてきました。まさに中小企業の犠牲の上に立った税制と言っても過言ではありません。「森友、加計」問題で真相究明に背を向け国民の信頼を失った安倍政権に増税を強行する資格はありません。

税務調査を振返る2018年

谷田 久義

この1年の調査件数は継続中を含め、7件と多くはありませんでした。そのなかからいくつかの事例をご紹介します。

「事前通知」で通知漏れ

「事前通知」が問題になりました。通知すべき項目は法定されています。が、ある法人の調査で一項目の通知漏れがあったことを伝え、その場で追加通知するように促しました。曖昧な記憶にもかかわらず、素直に追加通知せず、席を外し上司に連絡。戻るなり、「こちらとしては申し上げたと認識している」と主張しはじめ一歩も譲りません。「では、どういう言葉で伝えられましたか」と水を向けると、その項目について詳細に語り、このように伝えたと言張ります。これには驚き、「そんなに丁寧に言われたものを私が聞き損ねたと言われるのですね」と追っても、「認識の相違」を言うばかりです。結局、調査は延期となりました。昨今の行政は、上から下まであったことを無かったと言いつ張るようです。これでは、通知時

に録音するなど対策を講じなければなりません。

赤字の会社でも税務調査

調査理由を「事前通知」では所得の確認のためとしていましたが、「この数年で繰越欠損金が急速に解消されているため、まだ欠損金が残っているにもかかわらず調査となった」とのことでした。調査官は採用2年目の新人で、経験を積む目的もあったと言います。忙しい社長は時間を取られることになりました。調査の結果、外注費の過大計上を修正申告しました。請求書、領収書等の整理保存は欠かせません。忙しい中でも工夫をお願いします。

相続税

相続税の調査では、生前に引出された預金について、「贈与か否か、現金として残っていないか」と確認されました。また、配偶者名義の預貯金、有価証券等についても調べられ、被相続人が「名義を借りたのではないか、または贈与ではないか」と追及されました。

た。また、反面調査により申告されていない預金口座が判明しました。税務署は必要あるときは取引先に反面調査をします。ありのままにお伝えいただくことが大切です。

所得税

個人事業所得の調査で、2年間継続した事例がありました。長期に及んだのは収益の計上時期を巡り、税務署事案から国税局事案、国税庁事案へと変遷し、収益計上の妥当性を見極めるのに時間を要したためです。納税者は収益計上にあたり、事前に諸規定、契約書等を整理し、独自に収益計上基準を明瞭にされています。その結果、「これ以上争っても勝てる見込みがない」との理由で調査は終了し、申告は認められました。税法に準拠した独自の計上基準を明確にしたことが「申告承認」につながりました。



消費税増税

駆け込み値上げラッシュ到来か？

土田 浩二

消費税増税後に必ずおきる消費不況

消費税率の引き上げまであと1年余り。消費税といえば「社会保障のあり方」「景気の行方」「財政・税制のあり方」などいろいろな論点があります。この稿では「税率引き上げ後の消費反動減」について、政府がどう考えているのか、どう対処しようとしているのか考えてみたいと思います。

これまで消費税率の引き上げは、ゼロ→3%→5%→8%と3回ありました。その度に消費が激しく落ち込み、景気の後退が起きたのはご存知の通りです。消費税導入時は「バブル経済」の真つただ中だったため反動減は一時的なものでしたが、その後の2回は景気に著しい影響を与えています。

3%から5%への増税（1997年）以降、労働者の実質賃金が低下し続けたために長期デフレ不況に陥り、おまけに社会保障費の負担も増え続けていたので、「家計に消費を増やせ」といっても無理でずっと落ち込んだままとなっていました。そして、増税時には、駆け込み需要が発生し、一斉に物価が上がり、その反動減が凄まじく、消費低迷が長引き景気の足を引っ張っていたのです。

それでは来たるべき来年の消費税増税では、また同じ道を歩むのでしょうか。

「骨太方針」で反動減対策明示

政府も考えています。この6月に「経済運営と改革の基本方針 二〇一八」「骨太方針」をまとめました。「二〇一九年一〇月一日の消費税率引き上げと需要変動の平準化」の項では、「駆け込み・反動減の平準化策」と題して一定の対策を提示しています。



「平準化」とは平らになだらかにすることです。要するに、「駆け込み・反動減をなだらかにしていく」ということです。それは「欧州諸国では：（価格は）事業者がそれぞれのタイミングで自由に判断している：税率引き上げの日に一律一斉に価格の引き上げが行われることはなく、そのため駆け込みも反動減も発生しない」とし、「（来年の引き上げ時）事業者の判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動減が抑制されるよう方策を検討する」と提言しています。つまり増税前にあらかじめ価格を上げておきなさいと提言しているのです。

また、今回の増税では「軽減税率の導入」で、酒類・外食を除く食料品は8%に据え置くことになっていますが、これらも周辺経費が上がってきますので価格の据え置きは困難です。増税時に価格を上げると「同じ8%なのになぜ上げるのか」となりますからこれも早めに必要な価格の引き上げを行うでしょう。

実際にもう値上げは始まっています。政府も業界にいろいろな例示を示し働き掛けるつもりです。これからは静かに値上げのピッチが上がる1年となりそうです。

平成30年度税制改正のポイント

西岡 英利

今年の税制改正を説明します。例年改正内容は多岐にわたり、量も多いので、関与先の皆様に関係する部分のみに限定しました。

法人課税

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度（所得拡大促進税制）の改正

以前からある制度で、会社が雇用を促進し、従業員が給与を増やせば、法人税が減税される制度です。これまででは、給与の支給額増加に関して3つの要件（給与が基準年度より増加、前年より増加、一人当たり給与が前年より増加）をすべて満たす必要がありました。今回の改正では、一人当たり給与の前年より増加と、国内設備投資を減価償却費の九割以上を行うこと。さらに、教育訓練費を一定額以上増加した場合は、税額控除を増やすというもの

です。設備投資もして、給与も上げてということですから、ハードルは高いです。交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長

中小零細企業の社長さんが高齢化するなかで、後継者にスムーズにバトンタッチをしたいという要求が以前からありました。しかし、今の相続税法もとの自社株の評価では、株式の時価が莫大な金額になり、しかも処分・換金性に乏しく、後継者の税負担は大変なものとなります。これを解決するために、平成21年に創設された非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度があります。しかし、まだまだ利用は不十分なため、今回、新たな措置がとられました。

資産課税

事業承継税制の特例の創設

平成26年改正により、すべての法人が支出する交際費等の額のうち、接待飲食費等の額の50%相当額が損金の額に算入されることになり、中小法人等であれば支出する交際費の額のうち、800万円までの損金算入と、接待飲食費の50%相当額の損金算入のいずれかを選択できるようになりました。これが平成32年末まで延長されました。

収益認識基準の明確化

これまで収益の認識基準は通達等で示されてきましたが、今回、法令に記載され明確化されました。返品調整引当金制度、長期割賦販売等における延払基準が廃止されました。

① これまでは、納税猶予の対象となる株式数は、発行済株式数の3分の2まででした。これが全株式が対象になりました。
② これまでは、贈与税100%、相続税80%が納税猶予割合でしたが、

- ③ これまでは、納税猶予が受けられる後継者は1名に限られていましたが、3名まで対象になりました。
- ④ これまでは、納税猶予の対象となる株式は、先代社長1名から取得した株式のみでしたが、先代社長以外の者から取得した株式も条件付きで納税猶予の対象となりました。
- ⑤ これまでは、従業員の雇用確保（5年平均で80%を下回らないこと）が達成できないと納税猶予は取り消されましたが、これは実質的になくなりました。
- ⑥ これまでは、後継者が会社を売却したり、廃業した場合、当初に計算した納税猶予の税額を納める必要がありました。再計算して、当初金額を下回ったときは免除されることになりました。
- ⑦ 今回の改正で、推定相続人でない場合でも、贈与者が60歳以上であれば相続時精算課税の適用を受けて、非上場株式の納税猶予の適用を受けることができるようになりました。この規定は、平成30年1

月1日から平成39年12月31日までの間に贈与又は相続、もしくは遺贈により取得する財産について適用されます。ただし、特例認定承継会社の認定を受けるための計画書は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までです。

個人所得課税

平成32年（2020年）以降に実施されるものばかりですので、項目を列挙しました。

- ・ 給与所得控除額が見直し
 - （1）給与所得控除額が一律10万円引下げられる。
 - ・ 控除の上限額220万円が、195万円になる。
 - （2）公的年金等控除額の見直し
 - ・ 公的年金等控除額が一律10万円引下げられる。
 - ・ 公的年金等の収入金額が1千万円を超える場合の控除額は、195万5千円の上限が設けられた。
 - ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が1千万円超2千万円以下の場合には、控除額がさらに一律10万円引下げられる。
 - ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が

- 2千万円超の場合には、控除額がさらに一律20万円引下げられる。
- （3）上記（1）、（2）の調整として、基礎控除額が一律10万円引上げられる。しかし、合計所得金額2千400万円を超える人は、基礎控除額が減し、2千500万円を超える人は0になる。
- （4）給与所得と公的年金等の雑所得の二つがある人は、控除額が二重の引下げになるので、一方のみに調整される。（所得金額調整控除）
 - （5）青色申告特別控除65万円が、電子帳簿の備付け又はe-Taxのいずれかを選択して申告しなければ55万円に引下げられる。
 - （6）基礎控除の引上げや給与所得控除の引下げに伴い、配偶者や親族の給与所得に影響が出るが、負担増にならないように、所得金額の基準が調整される。



—岩手県庁HP「くらしと税金」より—

S



大瀬 貴士

夏といえば、税理士試験！
以外何も思い浮かばないの
は言うまでもありません。
去年は本試験三日前に腱鞘
炎になり散々でした(笑)
今年は、メンテナンスをしつ
かり行つて、万全の態勢で
臨みます！

増田 紗知子

夏の旬野菜と想っていた
「トマト」が、春や初秋に
本当の旬を迎えると知りま
した。旬ではなかった「夏
トマト」ですが私の夏バテ
予防には美味しく役立って
います。



U



谷田 久義

そのうち「いつまでやって
る」と追及側が批判され、卑
劣な「官」は生き残り、また
国民は悶々とすることに。

明治維新「勝てば官軍負
ければ賊軍」で政権を奪取
した薩長。その末裔は現代
でも政権に。「知らぬ存ぜ
ぬ」と非を認めません。

7月から入社しました新
人です。よろしくお願ひ致
します。「飲む点滴」と言わ
れる甘酒ですが、実際に飲
んでみると疲れが取れた気
がしました。飲み過ぎに気
をつけて、今年の夏はこれ
で乗り切りたいと思います。

阪口 絵美



今年初めての孫が生まれま
した。男の子です。この子に
野球を教えることができるよ
うに、もう一度身体を鍛え始
めました。

竹内 克謹よしなり



甲子園100回目の夏。
白球を追いかけていた頃か
らちようど40年の歳月が過
ぎました。私の原点です。

M

M



岩本 厚子

あつという間に夏が到来
しました！田舎に帰省した
際は、山や海に行つて自然
を満喫してのんびり過ごせ
たらなあと思っています！

初めまして。7月より入
所しました。夏バテ予防す
るには、睡眠を十分にとる
ことが大切だそうです。こ
の夏は8時間睡眠を目指し
て体調管理に気をつけます。

澤村 まち子



このニュースが届くこ
ろ、職員は試験場で、汗ま
みれで問題と格闘していま
す。



西岡 英利

会計事務所の職員にとつ
て、夏は「地獄」の季節です。
毎年、税理士試験が8月の
お盆前の最も暑い時期にあ
るからです。

E

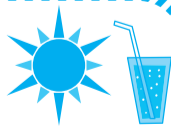
サッカーW杯が終了し、
目一杯楽しんだ後には暑い
夏到来です。夏の過ごし方
は？のテーマの回答は、「外
に出るのが億劫になり、冷
房の効いた室内でビールを
飲みながらスポーツ観戦を
楽しむ」そんなところでは
うか。

土田 浩二



R

夏季休暇のお知らせ



当事務所では、
8/12(日)～8/16(木)までを
夏季休暇とさせていただきます。
よろしくお願い申し上げます。